

2026 年 7 月吉日

会員各位

(一社) 日本クリティカルケア看護学会  
選挙管理委員会 委員長 北別府 孝輔

### 社員（評議員）選挙の公示

謹啓、会員の皆様におかれましては、日頃より一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会にお力添えをくださり、心より御礼申し上げます。

この度、一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会定款および定款施行細則（学会ホームページ参照）に基づき社員（評議員）選出の選挙を以下の日程と要領に沿って実施させて頂くことになりましたので、ご理解とご協力をお願い致します。

### 記

#### 1. 日程概要

2026 年 9 月	選挙人・被選挙人の決定
2026 年 11 月	評議員選挙
2026 年 12 月	評議員決定

#### 2. 選挙人と被選挙人について

- 1) 定款施行細則（評議員の選挙人資格）第 4 条に基づき、2026 年 8 月 31 日迄に 2026 年度までの会費納入済みの会員を選挙人及び被選挙人とする。
- 2) 定款施行細則（評議員の被選挙権）第 5 条 評議員に選任されるには、入会年度を含めて 3 年以上を経過し、1) に該当する正会員で、定款第 18 条第 4 項但し書きの再任制限に該当しないことを要する。
- 3) 定款第 18 条第 4 項に基づき、評議員の任期は、選出の 4 年後に実施される定時社員総会終了の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して 2 期を超えて在任することはできない。

#### 3. 社員（評議員）の選出および人数

- 1) 評議員は正会員による評議員選挙により選出する。
- 2) 2023 年度より評議員数は 80 名である。現評議員の再任意思を確認後、新たな評議員の選出数を決定する。
- 3) 評議員の選出人数は、定款施行細則第 3 条により 7 地区とし、選挙年度の会員比率に基づき、理事会にて地区別の評議員数を決定する。
- 4) 選出方法は Web 投票とする。
- 5) 10 月に学会ホームページにおいて Web 選挙の投票に関する公示をおこなう。

以上